

トピック：Bangladeshセミナー開催報告「新興国における企業活動と人権リスク：ビジネスと人権 –SDGsに貢献する責任あるサプライチェーン管理–」

2018年1月28日ジェトロダッカ事務所にてジェトロダッカおよびアジア経済研究所共催セミナー「新興国における企業活動と人権リスク」を開催した。2017年夏以降、治安上の懸念から日本政府関係者によって対外的にめだつイベントの開催が自粛されており、本セミナーはジェトロダッカ事務所会議室において日本企業に向けたセミクロード形式で行われた。参加企業はBangladeshで操業するアパレル、テキスタイル、医療機器、機械、商社、ロジスティクスなど12社、他に国連難民高等弁務官事務所ダッカオフィス、在Bangladesh大使館から参加をえた。

セミナーの背景と目的

2011年国連理事会で承認された『ビジネスと人権に関する国連指導原則』では、国家の義務として人権の保護、そして企業の責務として、人権の尊重が掲げられている。指導原則を実行すべく、各国において政府や企業そして市民社会組織の取り組みが展開されている。有数のアパレルブランドがアウトソーシングする工場を擁するダッカでは、2013年4月縫製工場が入居したラナプラザが崩壊し死傷者3500人を超す大惨事が発生した。この事件はサプライチェーンのあり方に大きな一石を投げ、ビジネスと人権の課題を世界に知らしめ、課題へのグローバルな取り組みを加速させる契機となった。

本セミナーは、かかる地であるダッカにおいて、開催することに大きな意義がある。Bangladeshは中国に次ぐアパレル輸出国であるが、その労働条件や労働環境に関してはいまだ多くの問題を抱えている国である。安い人件費を目的として企業の進出が進んでいるが、低コストの追求だけではなく持続可能な成長に必要なビジネスのあり方が求められている。現在縫製業を中心とするBangladeshは産業の多角化を進める産業政策を策定した。セミナー開催時現在255社の日系企業が進出し、今後産業の多角化が進むに伴い多くの企業進出が期待されること、その企業進出がBangladeshの持続可能な発展につながるこ

とが求められている。我が国においても昨年2016年12月22日、持続可能な開発目標(SDGs)推進本部で決定されたSDGs実施指針付表に「ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定」が明記され、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」への正式なコミットメントを表明している。

本セミナーでは、ビジネスと人権に関するグローバルな動向、日本及び他のアジア諸国での取り組みを、現地日系企業を紹介する。と同時に現地で活躍する日系企業の方々と人権デューデリジェンス、サプライチェーン管理のありかたについて、具体的に双方向でダイアログを行い、日系企業の取り組みの実態やニーズをくみ取り、日本企業が課題に取り組むために何が必要なのかについて把握することを目的とした。

SDGsに貢献するサプライチェーン管理

講演「ビジネスと人権：SDGsに貢献するサプライチェーン管理—ビジネスと人権に関するグローバルな動向およびアジアの取り組み」山田美和（新領域研究センター 法・制度研究グループ長）

商品がどのように生産・流通されてきたのか、サプライチェーン全般に対する消費者や投資家の関心の高まり、サプライチェーンの透明性を求める法規制の展開、そして持続可能な社会への責任ある企業の役割として、リスク管理のみならず企業の付加価値として責任あるサプライチェーンの実現が求められている状況を説明した。アジア地域を中心に、ビジネスと人権に関する政府と企業の動向を調査してきた2016年度からの本事業「新興国における企業活動と人権リスクに関する調査・啓発」の実績と成果を紹介し、SDGsへ貢献するビジネスとのベースラインとして指導原則の実施を位置づけることを解説した。

2011年国連人権理事会における『ビジネスと人権に関する指導原則』採択以降のグローバルな展開、そしてASEAN地域におけるタイを中心とする指導原則推進の動きを概説した。指導原則がISO26000やOECD多国籍企業行動指針改定に影響を与えていること、指導原則にもとづき英国現

代奴隷法やフランスのヴィジランス法など各国が法規制を展開している現状を説明した。しかも欧州のみならず、アジアにおいても、タイを中心として指導原則を推進する動きが ASEAN 政府間人権委員会を中心にあること、国境を越えた責任あるサプライチェーンがアジアにおいて求められていることを説明した。

このような状況のなかで、2017年3月に当事業で実施した「アジアにおける日系企業の責任あるサプライチェーン-在 ASEAN6 各国日系製造業 300 社へアンケート調査」から、サプライチェーンの関係性において、労働・安全衛生・環境に関する方針策定という観点からは、受け身である日本企業、その方針においても自らを積極的には説明していない日系企業の実態が明らかになった。日系企業は現在の事業運営を人権課題から見直すこと、そして政策支援の必要性を論じた。

セミナーでの議論、アンケート結果から

本セミナー参加企業の方々にアンケート調査にお答え頂いたところ、バングラデシュにおいて事業活動を展開するうえで考えられる人権リスクとしては、「輸出加工を占めるガーマントでは女性より男性の方が重要なポジションについていることが多い」「職業差別によって人権が軽視されがち」「メイド、ベアラーなど雇用契約を締結していないケースの労働違反」など具体的な回答があげられた。各種法令の周知不足、労働基準監督の不備、労働安全衛生、労働状況、児童労働、強制労働、汚職などが注視すべき課題としてあげられた。そもそもローカルにおいて人権が尊重されていない状況の難しさ、人権を重視することによるコスト上昇が中国企業に負ける現実など、参加企業から本音がきかれた。そして日本企業は人権という観点で取り組んではいないものの、従業員、地域社会を大切にしている様々な取り組みが行われていることが議論された。日本企業のアピールの場を設定していくことが今後必要であると認識された。

参加後のアンケートでは、「自社の事業と関連することが多く、共感できることも多かった」「他社が現状直面している問題等を知ることのできる機会となりよかった」「人権に関する責任は自らの事業に直結しており重要度が増している」「新しい知識と情報を得た」と評価を頂いた。「市場は日本中心から欧米を含めた世界に広がっており、国際社会での対応が求められる」「人権とビジネスの関連

について世界としての動きを知る機会となった」と声がきかれる一方、「バングラデシュ国内の情報をもっと聞きたかった」との要請も頂いた。ビジネスと人権の課題は普遍的であると同時に、ビジネスがオペレーションをおこなう国、地域社会、コミュニティのコンテキストを正確に捉え、現場に即した課題の特定と取り組みが求められる。このような現地ベースのセミナーを行うことによってより現地の状況を把握し、日本企業が何を必要としているのか、それをどう政策として支援できるのかが明らかになる。

期待される日バングラのパートナーシップ

2月4日には同地で EU の支援でバングラデシュ雇用主連合会、IOE 主催のビジネスと人権に関するワークショップ “Human Rights, Sustainability Reporting and Responsible Business Conduct-What does business need to know? - A workshop for companies, employers' and business organizations” が開かれ、出席する機会を得た。EU 貿易政策において人権課題が重視され、相手国への影響力を行使していることを目の当たりにした。



バングラデシュ国家人権委員会、労働省、法・司法省から要人が挨拶し、「グローバル市場で競争するために人権が尊重されるビジネス環境が必要」と強調した。アパレル、セラミックス、外資系製薬、食品、金融機関等からバングラデシュ企業オーナーや経営層 52 名が参加した。「法規制ではなく、ビジネスはやるべきことを」と議論がされた。各社が人権方針を共有する一方、欧州のバイヤーからのコスト圧に人件費カットで対応せざる得ない不満なども話された。

今後日本企業は、当地において責任あるサプライチェーン運営を共に推進していくパートナーであるという認識を共有し、グッドプラクティスを紹介し合い、課題に共に取り組む、バングラデシュとの継続した協働が望まれる。

(アジア経済研究所 新領域研究センター法・制度グループ 山田美和)